

令和4年第11回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和4年11月16日(水) 午前8時50分～午前9時27分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (11人)

会 長	11番	木 立 康 行			
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文			
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番	今 隆 俊	
	3番	石 澤 孝 知	5番	木 村 功	
	6番	高 橋 英 子	7番	工 藤 勝 彦	
	8番	大 平 成 年	9番	工 藤 元 伸	
	13番	佐 山 秀 夫			

4 欠席委員 (2人)

4番 長 内 康 之 12番 佐 藤 国 雄

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (2人)

2番 今 隆 俊 13番 佐 山 秀 夫

8 付議案件

報告第23号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第24号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第45号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第46号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第47号	農用地利用集積計画の決定について
議案第48号	非農地証明申請について
議案第49号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第50号	贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について

9 事務局職員

事務局長

中 田 憲 人

事務局長補佐

工 藤 英 樹

農政農地係長

福 士 博 幸

主 査

山 田 和 晶

中田事務局長	定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 本日は、4番長内康之委員、12番佐藤国雄委員から欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議長	ただいまから、令和4年第11回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が11人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、7番工藤勝彦委員、8番大平成年委員にお願いします。 書記には事務局の工藤補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第23号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
山田主査	報告第23号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和4年10月受理分は、相続が4件、総面積62,456.77㎡、田が17筆36,935.77㎡、平畑が7筆13,305㎡、樹園地が10筆12,216㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。

委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告お願いします。
山 田 主 査	報告第24号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号28番は、大字中川字富田の田、ほか3筆合計7,102㎡を賃借人の都合により、令和4年10月28日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第45号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第45号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が1件、所有権移転が1件です。 6ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号8番は、大字東野添字長坂道北の畑、2,262㎡を経営規模拡大のため取得するものです。 現況は平畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 7ページをご覧ください。 (2) 賃借権設定です。 受付番号21番は、大字上十川字大野五番の田、ほか2筆合計3,155㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 借人は、認定農業者で農業経営基盤強化促進法の受手の要件に該当しますが、貸人が法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となりました。 8ページをご覧ください。 (3) 所有権移転です。 受付番号35番は、大字南中野字留矢場の田、ほか5筆合計8,563㎡を

	第三者からの贈与により取得するものです。 現況は田及び平畑で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 譲渡人は、司法書士で、故人である●●●●氏の法定代理人でした。 令和4年1月16日に●●氏が死亡のため、包括遺贈を受け、譲渡人に所有権移転されており、これを無償譲渡するものです。 司法書士である譲渡人は営農ができないため、●●氏が生前、農地の管理ができなくなった際に、法定管理人を通して管理を依頼していた譲受人へ今後も引き続き依頼することが適当であると考え、譲受人へ打診したところ、申請に至ったとのことでした。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 今回は、コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、3番石澤孝知委員に報告をお願いします。
石澤孝知委員	今回申請があった農地について、去る11月8日、木村功委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、11月4日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び現地の状況説明を聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号8番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は平畑で、権利取得後は、やさいの栽培が行われます。 (2) 賃借権設定です。 受付番号21番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田で、権利取得後は、水稻の栽培が行われます。 (3) 所有権移転です。 受付番号35番は、贈与のための申請です。 現況は田及び平畑で、権利取得後は、水稻の栽培が行なわれます。 今回申請があった3件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声

議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第45号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第46号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第46号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。 内容について、別紙10ページから説明いたします。 受付番号15番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は大字黒石字十三森、登記地目は田、現況地目は畑、面積は101㎡、資材置場用地としての申請です。 農地区分は、第二種農地に該当します。 この申請は、申請人が有限会社で許可を受けたのですが、未登記で有限会社を解散したため、登記人が不在となる事象となりました。有限会社の同一経営者が株式会社を設立したことにより、改めて申請に至ったものです。 転用目的も変更がないので、問題ないものと思われます。 受付番号16番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、大字浅瀬石字山元、登記地目は田、現況地目は畑、面積は162㎡、資材置場用地として取得し、利用したいとのことです。 農地区分は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である既存敷地の2分の1以内の敷地拡張に当たるので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、3番石澤孝知委員に報告をお願いします。
石澤孝知委員	今回、5条申請があった土地について、去る11月8日、木村功委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、11月4日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取り、並びに申請書および添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号15番は、資材置場用地として利用するための申請です。 場所は、黒石高校から北へ約500mに位置しており、周辺の状況は、東側、西側、北側は田、南側は雑種地及び宅地となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、先ほど、事務局から説明があったとおりです。 盛土せず、整地して利用し、雨水排水は地下浸透させ、隣接する側溝に放流

		するとのことで、周辺農地への影響はないものと思われます。 受付番号16番は、資材置場用地として利用するための申請です。 場所は、浅瀬石水稻生産組合から北東側へ約400mに位置しており、西側は田、北側は河川、東側、南側隣地は申請事業者の資材置場となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、2年前、申請敷地の一筆で全面積分の許可を受けることができなかったため、今回の申請により、一筆面積全体を資材置場用地として利用するとし、申請したとのことです。 雨水排水は、地下浸透および周辺の側溝に放流できるようにする。また、隣接地及び水路に土砂が流出しないよう安定勾配を取りながら盛土整形するとのことです。水路及び隣地への影響はないものと思われます。 以上、今回の申請について、聞き取り及び事前調査で撮影された現地写真・事務局職員からの状況説明及び、申請内容等を審査した結果、資金計画、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画から判断して、転用することに問題ないものと考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第46号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第47号につきましては、13番佐山秀夫委員の親族が審議対象となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 また、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象となっておりますので、議事参与の制限の例に従い、退席をお願いします。 (佐山秀夫委員、櫻庭太志推進委員退席) それでは、議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査		議案第47号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、使用貸借権設定が2件、賃借権設定が3件です。 別紙12ページから説明します。 (1) 使用貸借権設定です。

		受付番号5番、6番に関しては、記載の農事組合法人へ農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。 受付番号5番は、大字花巻字葛崎の田、ほか3筆合計1,138㎡です。 受付番号6番は、大字下山形字与五郎漆の田、1,535㎡です。 13ページへ移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号84番は、田中の田、ほか1筆合計7,256㎡を10年間10a当たり15,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号85番は、大字上十川字北原二番の田、ほか4筆合計9,071㎡を5年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号86番は、大字中川字富田の田、ほか3筆合計7,102㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第47号は、原案のとおり決定いたします。 (佐山秀夫委員、櫻庭太志推進委員指定席に着く) 次に、議案第48号「非農地証明申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長		議案第48号は、黒石市非農地証明事務取扱要領第3条の規定により、別紙のとおり非農地証明申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙16ページで説明いたします。 受付番号1番の土地表示は、大字温湯字新道下、地目は田、面積は1,081㎡で、土地所有者は記載のとおりです。 証明内容は、現況、雑種地としての利用です。 農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当すると思われます。 受付番号2番の土地表示は、大字南中野字中里、地目は田、面積は425㎡で、土地所有者は記載のとおりです。 証明内容は、現況、原野の状況です。 耕作不適又は耕作不便などやむを得ない事情により、おおむね10年以上耕

		作放棄された農地と思われます。 申請のあった土地については、２件とも「農地に復元することが著しく困難である土地」と判定及び確認されることから現況地目は非農地で、非農地証明を交付することに問題ないと思われます。 なお、申請地の詳細については、３条申請の現地調査と同様の方法で、現地の確認を行った委員より報告があります。 以上です。
議	長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、３番石澤孝知委員に報告をお願いします。
石澤孝知委員		今回、非農地証明を受けたい申し出があった農地について、去る１１月８日、木村功委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、１１月４日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 受付番号１番は、現況、雑種地として非農地証明を受けたいとのことです。現況は、雑種地であり、現在に至る経緯を聞き取りしたところ、数十年より前から旅館駐車場敷地として利用されてきたとのことです。固定資産の課税状況も雑種地として課税されている、とのことです。 以上のことから、現況が雑種地と認められます。 受付番号２番は、原野として非農地証明を受けたいとのことです。 現地の写真を確認したところ、雑木が生い茂った状態でした。通作路もなく、耕作不便な状態であり、また、狭小地であることから、今後も農地に復することはないと思われます。 以上のことから、現況が原野と認められます。 今回、非農地証明を受けたい申し出のあった土地については、非農地であるとの判断することに問題はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第４８号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第４９号につきましては、２番今隆俊委員が審議対象となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。

	(今隆俊委員退席) 次に、議案第４９号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第４９号は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定により、黒石市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものであります。 内容について、別紙で説明いたします。 １８ページをご覧ください。 受付番号７番、８番は変更区分、農振農用地区域への編入です。 受付番号７番、農地の所在は、大字下山形字村下、登記地目、現況ともに田であり、面積は１，２０１㎡です。 受付番号８番は、農地の所在は、大字三島字村里、登記地目は畑、現況は樹園地であり、面積は１，１２８㎡です。 農村集落周辺にある農地であり、現在、用途外区域となっております。果樹経営対策支援事業の活用のための編入する申請であり、その他の法律においても区域指定されていないため、問題ないものと思われます。 受付番号９番から１１番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。 受付番号９番、農地の所在は、大字黒石字十三森、登記地目は田、現況は畑であり、面積は２筆合計４，２４１㎡、変更理由は、建売分譲用地とするものです。 申請地の農地区分は第１種農地と判断されますが、西側の集落と接続していることから、農振除外後も転用することに問題ないものと思われます。 受付番号１０番、農地の所在は、大字浅瀬石字山元、登記地目は田、現況は畑となっており、面積は６７２㎡、変更理由は、駐車場用地です。 申請地の農地区分は第１種農地と判断されますが、東側隣地に同事業者の資材置場があり、既設敷地の２分の１を超えない敷地拡張となることから、農振除外後も転用することに問題ないものと思われます。 受付番号１１番、農地の所在は、八甲、登記地目は田、現況は畑、面積は６６１㎡、変更理由は、住宅建築、事業用物置及び車庫建築用地としての利用です。 申請地の農地区分は第１種農地と判断されますが、西側の集落と接続していることから、農振除外後も転用することに問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、３番石澤孝知委員に報告をお願いします。
石澤孝知委員	今回、農振農用地区域からの除外及び農用地への編入の申請があった土地について、去る１１月８日 木村功委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交え

		て、事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りした結果を報告します。 受付番号7番、場所は20ページです。 図面番号7のとおり、東雲幼稚園から西側へ約500mに位置しており、現況は田として利用されております。 今後、盛土し、樹園地とするとのことです。 受付番号8番、場所は21ページです。 受付番号8番のとおり、六郷小学校から北側へ100mに位置しており、現況は樹園地として利用されております。 今後、樹園地として利用されるもので、農用地区域に編入することに問題ありません。 受付番号9番、場所は22ページです。 図面番号9のとおり、黒石小学校から西側へ100mに位置しており、現況は畑です。 周辺の状況は、南側は田であり、その他、宅地が広がって来ています。 受付番号10番、場所は23ページです。 図面番号10のとおり、浅瀬石水稻生産組合から東側へ約500mに位置しており、現況は不耕作の畑となっております。 周辺の状況は、東側は申請事業者の資材置場、西側は他社の資材置場、北側は浅瀬石川、南側は道路及田となっております。 受付番号11番、場所は24ページです。 図面番号11のとおり、黒石りんご共販協同組合から西側へ約200mに位置しており、現況は畑です。 周辺の状況は、西側に宅地、その他、田となっております。 以上、9番から11番は申請地の位置から判断して、農振農用地区域から除外後は転用見込みがあるため、農振除外することに問題ないと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第49号は、原案のとおり決定いたしました。（今隆俊委員指定席に着く） 次に、議案第50号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」を議題といたします。

		事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長		議案第50号は、農地等の一括贈与に係る別紙の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求めるものです。 26ページをご覧ください。 番号4番は、令和4年10月17日の総会で許可されたもので、申請内容は後継者への贈与です。 贈与者の農業を営んでいた期間は65年間、受贈者は贈与者の子で農業を営んでいた期間は20年間であり、農地基本台帳を基に調査したところ、農地取得後も引き続き農業経営を行うものと認められ、今回、特例の適用を受けようとする農地は、5筆合計11,638㎡となっております。 以上です。
議 長		ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員		「異議なし」の声
議 長		ご異議がありませんので、議案第50号は、原案のとおり決定いたします。 これで、議案の審議が終了いたしました。 以上で、令和4年第11回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時27分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年11月16日

議 長 水立 康行

議事録署名者 工藤 勝利

議事録署名者 大平 成年